

# 東京女子体育大学に於いて 荒 義明

①

C B I 研究会 2024年12月14日

- 今起こっている課題
  - 会員の減少、発表数の減少
  - 会員の把握ができていない → 会的意思決定ができない
  - 会員との連絡が取れない
- 今後の会の運営について
  - 人を大切にできない会に明日はない
  - 研究・活動の成果が社会で生かせるように
  - O B ・ O G が増える中 会員の親睦を
- その他
  - 会則が現状に合わない
  - C B I 研究会のホームページの役割の共通理解

②

C B I 研究会の現状と課題 (①②③は提案)

- 会員構成の問題
  - 会員数が激減、参加者が増えない 発表者 偏る
  - 会員も管理職・リタイアにより、実践者が少ない
  - ① C B I 研究会の会則に基づき、社会に寄与する研究を みなさんで行いたい
  - ② 会員 O B の交流も大事にしたい
- 会員把握の問題
  - 住所録が無い 連絡がとれない 双方向の連絡方法を
  - メーリングリストで通知 (メールが届いていない)
  - しかも、メールアドレスが分かるが受信者不明
  - 会として意思決定が 困難
  - ③ 住所録を作り直す L I N E での連絡を新設
  - ④ メーリングリストを c b i 2 0 2 4 . n e t に
  - ⑤ 会員のためのホームページ機能を
- 会費もないので、個々人の善意で まかなっている

③

入会者 赤間先生、鈴木さん、工藤さん、堀田さん

去られた方々  
芝先生、堀口先生、井口先生、丸山さんがお亡くなりになりました  
田中さんが岐阜へ転居

今日時点の会員 (敬称略) 15人+3人+1人

会長 横井  
副会長 石出  
事務局長 荒 義明 改めて参与に就任を提案します  
参与? 木下  
ホームページ 赤間

会員 鳥居 鈴木 針馬 工藤 平 和田 金田 堀田 小田 西山

メールが届いている? 田中 安達 西田

どうかな 大久保 (内田洋行社長)

C B I 研究会の構成員の状況

小学校	1	工藤		
中学校	2	横井	7人	西田
高校	1	金田		
大学	4	石出	赤間 堀田	安達
会社	1	西山		
授業研究	1	荒		
研究所	1	木下	2人	
その他	7	鳥居 鈴木 針馬		
		平 和田 小田	6人	田中

## C B I 研究会 会則

### 1. 名称

この会の名称は、C B I 研究会とする。

### 2. 目的

この会は、会員相互により教育におけるコンピュータ利用の研究を行うことを目的とする。

### 3. 事業

この会は、前項の目的を達成するために、初等・中等教育を行う学校でのコンピュータ利用を、その主たる研究対象とする。さらに、その普及を中心とした開発、ならびに研究を支援する。

そのために本会が中心となる講習などを行うことができる。また、本会は年間5回以上の例会を行ない、会員は研究発表の義務を負う。

### 4. 会員

この会の会員は次の通りとし、入会の承認は理事会がこれを行う。

#### 1) 教育に従事する者

法律に定める全ての学校において、教育・研究に従事し、かつこの会の趣意に賛同する者。

#### 2) 教育以外の職に在る者

営利を目的とする団体、またはそれに準ずる団体、その他法人に従事する者は、この会の趣意に賛同する場合、個人の資格においてのみ会員となることができる。

#### 3) 補足

教育委員会の職に在る者、またはその設置する研究機関の職に在るものは、1) 教育に従事する者に準ずる。

学生は、この会の趣意に賛同し、かつ研究上この会への参加が必要な者にかぎり会員になることができる

### 5. 役員

この会の役員は次の通りとし、この会の運営方針を示す。役員は、第4項1)、3)に該当する者にかぎる。

役員は任期を一年とするが、法律に定める学校等に在職する間においては留任を認める。

1) 会長 1名

2) 副会長 1名

3) 事務局長 1名

ただし、事務局長は必要に応じて、会員のうちから若干名の事務局員を置いて、ともに事務局を構成することができる。事務局員の任期は上記役員に準ずるものとする。

### 6. 参与

この会は、参与を置くことができる。参与は、会長がこれを依頼する。参与は、会員のうち高等教育を行う学校、教育委員会等に在職する者で、第2項ならびに第3項を達成するために、この会の研究活動を指導・支援しなければならない。

参与の任期は役員に準ずるものとする

## 7. 理事会

この会は、理事会を置く。

理事会は役員を以て構成し、参与とともに、次年度役員ならびに年間活動計画の大綱を決定する。ただし、第5項3)に定める事務局員は、理事会から除外する。

理事会は、会員から提案された問題について討議しなければならない。理事会において決定された内容については、例会等で会員に報告される。理事会は、この会への入会の承認を行う。

## 8. 年度

この会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 9. 経費

この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入でまかなう。年度会費は二千元とし、その変更は理事会が決定する。経費は、会場使用費も含める。

## 10. 会報

この会は、各例会後、事務局から事務連絡も含めた会報が発送される。ただし、会費の滞納が一年以上に及ぶ場合は、会報の発送を停止する。

## 11. 細則

この会則を施行するにあたり、理事会は必要な細則をつくることができる。

## 12. 会則変更

この会則の変更は、理事会によって決定され、例会で会員が承認することにより成立する。

## 13. 研究成果

すべての会員は、この会の研究成果を営利の対象としてはならない

付則（昭和59年12月1日）

1. この会則は昭和60年度から施行する。

付則（平成5年5月29日）

1. 第4項、第5項、第6項、第9項の一部を改正する。

2. この会則は平成5年度から施行する。